

— 台風等の自然災害が予測される場合の登校について —

- 1 台風・大雪等により、通学に利用している交通機関が登校時点で運休している場合は、以下の「自然災害等による休校等の扱い」を確認の上、無理な登校を避け、自宅待機とすること。なお、当該生徒の欠席については配慮する。
- 2 登校した生徒の人数に応じて、授業の形態をオンライン授業または復習中心の授業等に切り替えて実施する。登校後の措置（授業の打ち切り等）については、気象情報および交通機関の運行状況を踏まえて適切に判断し、校内放送またはホームルーム等を通じて連絡する。
- 3 翌日に台風・大雪等の影響が予想される場合は、前日に翌日の対応について指示を出すので、その指示に従うこと。なお、週明け等で前日の連絡が困難な場合は、上記 1 に基づき、各自の居住地域の天候状況および交通機関の運行状況を踏まえて、登校の可否を判断すること。

— 自然災害等による休校等の扱い —

（令和7年9月4日改訂）

1 適用するケース

東大和市、武蔵村山市、立川市のうち一市にでも、以下の警報や特別警報が発令されたとき
大雨警報、大雪警報、暴風警報 等

2 登校時刻

- (1) 午前 6時までに警報が解除された場合 平常通りの登校（平常授業）
- (2) 午前 8時までに警報が解除された場合 10時30分登校（3限より授業）
- (3) 午前11時までに警報が解除された場合 13時10分登校（5限より授業）
- (4) 午前11時でも警報が解除されていない場合 全日自宅学習

3 留意点

- (1) 各注意報は判断材料としない
- (2) 下線で示した以外の地域であっても、居住地や通学途上に上記の警報が発令されている場合は同様の扱いとする